

改 定	現 行	備 考
<p data-bbox="281 604 1181 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 905 1514">令和<sup>4</sup>年 4 月</p> <p data-bbox="549 1627 905 1696">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1537 604 2436 695">設計業務等共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2160 1514">令和<sup>3</sup>年 8 月</p> <p data-bbox="1804 1627 2160 1696">富山県土木部</p>	

設計業務等共通仕様書 新旧対照表

改 定	現 行	備 考
<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1119条 検 査</b></p> <p>1 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合において、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果品の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p>	<p><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1119条 検 査</b></p> <p>1 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していなければならない。</p> <p>2 受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合において、検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3 検査員は、調査職員及び管理技術者のほか、<del>照査技術者を選定している場合は、照査技術者を</del>立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果品の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p>	